

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101

号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 473 名

被告 東京電力株式会社

準 備 書 面 (1 3)

(住居確保損害の位置づけ)

平成 27 年 3 月 12 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木 丈 介

介



同

土 屋 賢 司

司



同

小 谷 健 太 郎

郎



同

川 見 唯 史

史



被告がこれまで主張してきた居住用不動産に関する賠償と、いわゆる住居確保損害に関する賠償との関係については、次のとおりである。

1 結論

居住用不動産に関する賠償は財物賠償であり、いわゆる住居確保損害に関する賠償は追加的費用の賠償である。

2 理由

被告は、居住用不動産の損害賠償について、「不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、特段の事情がない限り、滅失毀損当時の交換価値により定むべきである。」とする判例（最高裁昭和32年1月31日第一小法廷判決・民集11巻1号170頁）に準拠し、財物価値の毀損部分に関する交換価値を賠償の対象としている。

これに対し、いわゆる住居確保損害に関する賠償については、平成25年12月26日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補」を踏まえて、帰還者が自宅に居住するために必要な建替え・修繕の費用を十分に賄えない場合や、新しく生活拠点を定める者が宅地や住宅を購入する費用を賄えない場合を想定し、それらに対する改善の要望に応えるため、住居確保に係る費用を賠償の対象とするものである。

このように、被告が主張し、現実に実施している賠償の性質は、居住用不動産に関する賠償が財物価値の賠償であるのに対し、いわゆる住居確保損害に関する賠償は追加的費用の賠償であり、両者は性質を異にするものである。

以上